



天

人類学会報告第二号 明治十九年三月三十五頁

○坪井氏の本誌ニケンプル氏の日本人種論を記載する由なるが余も又今後内外書籍

新耳獲誌等を見ら毎に必注意して若し本邦人種の説論なりは其大意を採記して報告に載せ内外諸学士所説の概畧を窺ふに便せんとす

(二) 文学教授ヘルツの説(ネーチュアに説出せるものに據る)日本人に三種の別あり左の如し

第一、アイノは日本の北部及び中央ニ栖息せしむるにして現今の内地人との関係ハ甚だ僅少ニ
第二、支那及び朝鮮ノ上等ニ位スル者ニ類似せし蒙古人種ノ朝鮮を経過シ日本海を越ヘ
本エノ西南に遷徙居住せしものと漸次本土に繁殖せり

(三) アカド國ノ古使明治十八年五月明治日報 昔トルキスタン西南ニ方リテアカド國ナリ

けり後ノ名をカルタウは此國早ク滅び亡せし人種ハ度ナリソノ國ノ名マテモ今ハ使はらば若
エ中ヨリ石碑ノ類を掘出す度ナリトバ新ノ國ノ有ルヲ決して知らずしなり然るに
エ中ヨリ高妙ナル物を彫りけし石を掘出せしを以テ泰西ノ古物家学者非常ニ研究し遂
ニ解釈するに至り其文中にアカド國を創建せし第一ノ人ノ名をイヌバルは由を記しこれ
より次々に帝王ノ名を漏さん載せ而テ四千乃至四千五百年前此國ノ人多ク東方に向ひテ
移住し其の何レノ國ニ行キシカ更ニ知リ難キ旨を記せり爰ニ於テ古物学者ハ當時ノアカド人
ノ骸骨を搜索し其骨格を該國ヨリ東方に當ル人種ニ比較せんニ皆全種ノ物ニありは
獨リ日本人ノ骨格甚だ之ニ近し且ツエ中ヨリ掘出セル全國ノ古物ノ摸樣ナリ皆之ノ日本古



昭和廿三年
九月廿四日
購求

陶器の模様と類似あり又其言語を考ふるに日本よりいへ家と云ふを彼ハ。イ或はイ。と云ふ。ウテ。腋と云ふはイドといひフテ。華と云ふを彼はフト。と云ふを其外音相違も其多しこれを以て考ふるに彼ノ所謂東方に向ひて出資したりと云ふ多数のアカト人は蒙古北邊乃山脈を僭ひてエゾの方へ廻り日本国ニ着せしものなり欽祖神をイスバル云々伊邪那伎神ノ近きやうなるをモ、バルと云ふも原字ハ一字數音を兼有スル文字をば果と云。ハルか又は他ノ讀み方あるか知り難しと云へり云。

明治二十年六月十三日

荒松

鎖國論下

極西 檢夫雨著



初め日本人は薩祖より来りし御を必ず數百年の間固苦のそを多しとありし國中清法例に於て多しハ海邊にありし所以奥類をとりつて其生を養ふを好むなり。檢夫雨のいふ我國の人物は神武天皇思ひ強情容貌も亦あつて君はしとて大概口をユリス。歐羅巴の國と云ふと何時なりとありし始めて日本は國乃基と云ふたよ。辭の恭を譯者。故に其國の年曆に於てその以余も國控のありし人知をいし。國時乃

時にあつて威儀を遣^{タシ}あするは君まゝの美ありすらも人
の身あひを懐きて既に一交あする所の権威を返して永く群
の殺戮にあらづらん事をおりいぬに彼等の復讐を去らん
事をあはれふらむ終なきにあらむ也とて國人も平生情
契と収むる事とあひを君とあひに知と用ひて彼が勢力を
破つけが孫忠と別れは行はざればも忠とあはれぬす

アテ子ニタラークの事アテ子ニはスウールトクケ羅甸書
に厄勤祭典の対あち都に——^{ロウマ}羅媽の対あ羅媽城の
如——と云ふ又マアリンカが書にちアテ子ニのテイラニ又は
アテ子ニのニナイラン杯りあひらりテイラニは修郎の

暴君と云ふ又タラークは龍あり遊者にて龍を
凡人の如くしするものあり是等のゆゑとて厄勤祭典
時代の暴君の類あらんと云ふ血書のもゆらりし事
暴君の如くしに載籍は人々——事又遊者を敵の
業人にも情儀ののめければわく俗にまざるは同
未だれもの言ふもの終なきに終に皆く訛ひとを
して凡人の誤正をゆるめぬ

莫斯哥比亞のゆえに歐羅巴同盟の法に有て
執^{モリス}爾馬泥亞國と帝と——^{フラン}拂郎新國と暗^{イキリス}元里中
國のゆえりの^{コラウレツトルク}と王爵と——^{イタリ}意太里亞國

種人種に善なりしは是等流りに由地本氏の種人種也
以色せざる異種あり故向と音成すべしのおさらけに用
ゆるりありしは也して西俗の弊へにりて免れざる
も補は將來その恐れありん事も悪く異國異風乃
然ありとす物ありしもの凡令難と挽として申之は建
に後せしめんともんりのはその折腐せたりとを動さるに
りしは流きり計難ありし根柢のまらすしてあらん
限るは是等の止ん事とを重んぬる固陋あり業ありし
是故に國家富財の形皆未だりしと流道に流りて
つる流道の求る不國氏享福安泰の求る不土地の性

ありしケイブル女令流未だ悪く皆一切を流して
全く異國人異國風と流くはりしは故とありてケイブル
ありし執政家終つて一史して永久不易の法とて、曰
國當鎖因凡異國人の中にもち、ちひに日本に固膠し
てられし言をいすは言しきよのは波爾杜在爾人お若
はるし流俗流傳ありし日本人は若らぬりのありはる
是地檢出檢夫爾自注言是を偶然にありし一艘の海船風暴に
ありては國の浦に漂着せしにありし事言早し年の此の
事〇譯者曰ち言早し年のの流道にありしに現るの利に流れ
ちひに是地に植民し人と植るは國の地ありしは是成
人との地の地ありしは是成
奇貨はより且は使借をせして流するは流道邪種

後の教にうけてその新地のものとして婚を遂げようとして
聖地の者にたいする愛をうけて一掃く國人の心をほめてたい
にこが利益をわけて諸事の善法をわけてに幹の余り積る
を志と違ふ^{マシ}としてこの國の諸事をよくにやゝ善業する所あり
りるにむけてちひあ氏に野公凶悪の掃を奪うて極めて凶
今蒙の言とありぬケイブルの殊に積るをほしくもあつて書
の由り計充滿したるはしてそありたり、まゝは和業人が
を度一つあり、^{洋中にて海爾杜毛あのかと}和業人内河海爾
杜毛あつて善業の諸ゆはよりりる、まゝは交易の便宜と
思せんと善業の諸ゆはよりりる、まゝは交易の便宜と

つとより、^{われしけ方の織造書が} 廣東と支那の色は名あり
又、^{徳書と書す所の書の} 回教の言とありぬ、まゝは曲のよき教
回教に善形一の執政家の言とありぬ、法侯臨治あある、
一人の和糖の官信に遇れりる、この信は糖に一人
恭敬の礼をうす事、國人半生は糖に準せずとして
頻りに相笑に得へり、^{信信は糖} 糖は俗名ありて
新のものを好むありて、海は海爾杜毛人が莫老の
利とほり、^運 糖を運輸し、まゝは糖に海
意いとあり、^海 糖を利支丹なる人によりり、^事 糖に
の流り合ひする、まゝは糖を本國の諸佛及び西國の教法と

忌候事この法におに他と御あさうづくと儀の結成
ありき皆能國家の志候其毒の毒ひたるや、是等既に
明りありされは許々の報復と経る許々の人命を傷て
追きけしと國中次第の勢いと破る瑞澤せしめて久しき
以米回とと毒廢せしめて、内札の儀ととあして儀より
ゆらつ流のせめと若し吉利支丹とを修し一とて其
敷増長するにいらしめは、あび新たに瑞乳の報復と
て、返還の時節とゆん事、あひあひとて
別のおく、あひあひあひあひとて、太田漸く波爾杜
毛ルに債利増長と利支丹信の弘色のゆに於て、瑞浪

ととられし、凡願國の一件に一旦にして成終す、きい
す、多年と経れば、終えさへく見入たるに成し、ゆら
幾すもあひして、太田免せ、ゆらに、遠く、ゆら
成終せしむ、をあすに、利とあつて、その報復と
波爾杜毛ル人、其信、あひ法、候、ゆら、ゆら、ゆら
信して、國と退去す、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら
と、あひ、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら
て、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら
同刑とあつて、きと、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら
せん、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら、ゆら

是皆自徳の御徳を信してすまにあらすはまは成終す
ふらなりく郷に日本一統のまをゆんとて許すの古
後者 吉利支丹に對しての魚を漁し今又國權を奪へんとて
吉利支丹の魚と信すはまを奪へし元よりこの動化の
流河何れも道理と説のまにすしに何れもを
以て口汝激索烈火礫かきまの所し警戒を授けて信を
しそその罪と悔て曉悟せしむとす物々にあはる者極め
不置は布ありしも又はさしと惨別ありしを獄吏が奪りし
種々可哀の具もあつたれと信受激法の心がし動搖
せばこそ中にも佐公の慮ありしをまよとはおのり血とりて

礫架に陥せんと欲して候ふ所ありは終るまは堅固不
抜の宗敵を敵としてそ敵たる人として人にしてをて
學教するにしまらしむ おまはし方の人前 かくして是教
の爲に民心を奪りしは永くはまは有縁家の神辱あり
と信つてし凡ちの如く古今の法極苛刑を以て
すまのち約甲午年迄百ありイハ二ツ公薨後亦大敵院と
彈すヒテター公 檢夫爾自注曰薨後に
台徳院と号す 乃せまにすしイハヤス公
の御孫ありし君にむして終るゆきに頭目のみを奪は
は終るまは極怒の宗敵を以てし方七の宗を吉利支丹と
屠戮して一旦に國中吉利支丹家の殘遺を弾せん

最命にりて新羅せしれぬその家も早儀の奴僕候に
教人助合にて七年之久十人助合せしを報して帰せしめ其國
の人に行き法^格盜あり應對に色一の善法を告ぐるものとす

一む
南内我國人と豊西とせし南蛮人は波爾杜免尔人
のよほりし伊斯把泥亞人もりしと波爾杜免尔
に比すればその事小にして是又列瓦号あり事七
かりりちりゆに畧せしそのおろは二玉は皆和葉の
南方にありて各王長ありて列ありしとも密りに
相隣りて然る玉の如しその名をも伊斯把泥亞と

とす祿を以て波爾杜免尔伊斯把泥亞の魔下あり
し之に我國通高のものと伊斯把泥亞より後人
せし事とすたりち東方にありて伊斯把泥亞と呂宋
と葉元と波爾杜免尔と莫卧と葉元と葉元と
和葉の咬喘^{ニヤカタラ}ありし如し叶垂と誼教と國中
のち城ありし波爾杜免尔の亞媽港と和葉の
臺湾ありし如しわれも我國に近きありし今ハ
二玉を子支那に帰せし波爾杜免尔人は右の如に
其巴亞恩魯漢斯と印度の大兩所を押し居
たりしとも是も今も其巴亞と莫卧に在り

恩魯魯漢斯は伯兒齊亞國に取られぬといふ
波爾杜毛尔と我國と交易の事、檢夫爾入王書と
案すくに其書に曰く、交易の事、檢夫爾入王書と
ありぬといふ、撒刺滿は、この年を、
王の名ありし、されは、
とのなり、但し、
と、
と、

和京國の印度交易家より十七世のころのころ、
日本に通高す、
初年以後、平生、
既、

の、波爾杜毛尔人と和京とを、
須有る、
あらは、
せん、
謂つ、
獨り、
百十一年、
十三年、
流り、
流り、
流り、

に他の事とて、美談 泰西 婚嫁 の如くを懐く事を欲し、忽ち
めく、美に日本 四の法 福 た る 事、俄 に 思 ふ 事 も あ ら ず に 四
洲 の あ ら ず に 一 琉 球 航 夷 高 麗 及 び 暹 羅 の 法 治
新 馬 依 海 の 法 の 行 れ も 日 本 帝 と ま り て 君 長 と せ ら る 事 の 支 那
は 實 に 強 大 の 事 と て 支 那 人 を 日 本 人 と 思 は れ り と 思 は れ り
一 此 を う と し て も あ ら ず に 四 人 と あ ら る 計 畧 に
を 拙 り の 事 と て 高 今 法 世 の 帝 は 韓 朝 の 種 あり と し
と も 既 に 許 多 の 法 治 之 國 と 統 治 す る 法 主 の 法 は 概 し
其 不 願 の 地 と 持 て 日 本 に 及 ち る 事 は 殆 ど に あ ら ず
と し て 如 違 た り と あ ら ず に 今 は 支 那 と し て 日 本

人の悔れ、と 思 は れ り と 思 は れ り と 思 は れ り と 思 は れ り と 思 は れ り
日 本 國 南 今 法 世 の 法 治 の
皇 今 法 世 の 法 治 の 皇 今 法 世 の 法 治 の 皇 今 法 世 の 法 治 の
謹 禮 に し て 又 ち い ふ 法 治 の 皇 今 法 世 の 法 治 の 皇 今 法 世 の 法 治 の
君 長 を 法 治 と 思 は れ り と 思 は れ り と 思 は れ り と 思 は れ り と 思 は れ り
と も い ふ 事 は 孔 子 の 事 に 成 長 し て 域 内 を 法 治 す る 事
國 紳 氏 生 れ 求 る 事 に 意 す 人 民 の 下 に あ ら ず に 福 祿 を 文
け あ ら ず に 令 難 同 に し て 相 親 睦 し て あ ら ず に 法 治 す る 事
と も い ふ 事 は 皇 今 法 世 の 法 治 の 皇 今 法 世 の 法 治 の 皇 今 法 世 の 法 治 の
日 本 國 南 今 法 世 の 法 治 の 皇 今 法 世 の 法 治 の 皇 今 法 世 の 法 治 の
國 紳 氏 生 れ 求 る 事 に 意 す 人 民 の 下 に あ ら ず に 福 祿 を 文

檢夫爾自徑曰 嚴有院泉綱
の序よみて 台徳院秀忠公御孫

必ずしも其をく大洋の危険を犯して異域に出ると
りて、親業とせんる業とこそ却るる幸ありと
いふべし、但し遂生の具にありては、其の
せむる能くす

皇國の如き、有用の具と充溢せむる所ありす、又
又洋多の大争持あり、これ其の通交と結ぶる所以
なり、曾て吾國人の如く、俗とことなき、或は
と倫よとされ、其の通交と結ぶる所以なき、
國の一件充り、是れ其の海あり、利あり、其の
類に起る、其の如き、或は其の如き、其の如き、

皇國の皇國た々如く、檢夫爾々蓋けの如く、
昔時厄勤察亞の亞助聖控兒といふ大主が歐羅巴
の法部を従く、亞非利加州の法方と譯し、其の
海は海に、其の如き、其の如き、其の如き、
軍を以て攻め、伯爾奇亞國と滅し、其の如き、
奪ひ、又海く東方に入て、印度の法部と譯し、
車人海のつら、其の如き、其の如き、其の如き、
今の莫助、其の如き、其の如き、其の如き、
して、亞助聖控兒の海に、厄勤察亞の如き、
の如き、其の如き、其の如き、其の如き、
せむる、其の如き、其の如き、其の如き、

ニハ唯帶ヲ以テ腰圍ニ纏ヒ胸ヲ開ク、袖長ク潤
シ、又囊ニ代用フ可シ、其頭髮禿ニ近ク、之ヲ覆ハ
ス、冠帽ヲ不戴テ言テ貴婦若シ美粧ヲ為ント欲スレ
ハ齒ヲ黒ク唇ヲ揚揚赤色ニ染メ、眉ノ毛ヲ善ク
薙フ、男子ハ小鍔子ニテ髭ヲ摘ミ、其服效章ヲ縫
着ク、此段控テ衣服ノ制ヲ記ス、且一服ノ
家居、常服ヲイヒテ未タ官服ニオヨバス煙樓ハ煙出シノ戸大焚所、彼方ニ
テハ火焚所ノカズニテテカズニテテ大抵地震ヲ
防ク為ニ一階ヲ高フス、床ヲ元唯大室、畫屏ヲ以
テ各室ニ分子窓紙ヲ貼シ、地上藺席ヲ敷キ、其縁

花樣アル紙ヲ飾ル屋脊ハ瓦葺、或ハ板石ヲ用ユ
ルモ有リ富者銅ヲ膏ク商家前面ヲ小常賣鋪ト
ス其家付極メテ簡ナリ椅子ヲ安カズ、人藺席ノ
上ニ卧シ木棉ノ褥木ノ枕、寢衣ハ被、食盤高サ四
寸、食スルマ支那人ニ同シク椀ヲ用フ有名ノ武
庫ハ高キ屐樟ヲ樹フ、内ヲ隠シ外ヲ蔽フカ為ナ
リ街衢大ニシテ羅郭郭ノ構ナリ彼方ノ市中ハ
ハ歩許ノ堀ヲ環シ、在々ニ大砲ヲ廻ラシ圍ミ
深鬱ノ景況ヲ做ス又豁ニシテ小ナル村落有リ
都テ恢廓ナル傑構ハ支那ニ異ナラス

日本人正配唯一、但其位階ニ隨テ傍妻妾シ女傲
幸酸委夏ノ勞ナク交相婢ス其休ミ日毎月芽一
日芽十五日望相慶スル佳節若干五節供新年特
ニ盛礼ヲ脩ム獨リ日曜日ヲハ祭ラス嫁娶スル
時新婦娘神前ニテ見ノ玩具ヲ焼ク個夏僻遠ノ
ヤ舌合合燈ノ七日前ニ色々ノ儀式ヲ行フ儀幣ノ
未審合合燈ノ七日前ニ色々ノ儀式ヲ行フ儀幣ノ
子死者ハ礼ヲ以テ埋葬シ或ハ茶毘ス而シテ善
ク喪祭ヲ敬ス相闘フモノ各自ラ屠腹ス其早ク
引決スルモノ刀劍最利ナル夏ヲ示ス自天ノ利
ナルニ誇ルト云ヘハ夏未審古人戰陣自又スル
時我刀ノ切味見ヨヤナト軍記物語ニ見ヘシヲ

誤傳ヘシ子要之人勇ニ刀
快ナルヲ豊稱スルノミ
礎器ノ工支那人ニ勝シ諸金銅木及ヒ漆工ノ諸
業亦皆美ラナルナリ内地ノ經紀抽稅ヲ征ラス
甚盛ナリ港澳常ニ帆檣林立シ街衢ニハ土庫櫛
比ス弥耶穀都更ニ大行家有リ外國トノ互市ハ
支那人及ヒ和蘭人ヲ許シ銅樟腦漆器傘テニト
ヒス未名昆布等ヲ交售ス且和蘭人ニハ銅ヲ贈
ル夏最長シ其納ルハカカニアレノ類磔入
ル此ニ帝ト翻ス吾リ于今和蘭支那トノ外貿
幕府ヲ尊稱スルナリ昔使者ニ告諭セリ文化
易セ又云夏ヲ俄羅斯ノ苦使者ニ告諭セリ甲子

ノ度改
ル可シ

學問方術日本人ト支那人ト造詣粗相^均トス俱
ニ學壞狹隘ナリ而シテ日本人ハ誰人モ善ク讀
カル者ナク印刷大ニ行ル又支那人ノ如ク直ニ
上方ヨリ下方ニ書クタス
方言塵々一二ニ過スト雖モ艱涉ニシテ他國ノ
語ヲマシヘス
法教ハ^ト真^ト篤^ト即神道顯著ニシテ最尊ク畏キ屬神ア
リ其外貌至テ簡易質朴ナリトス他^ト薄^ト太^ト道^ト弘^ト
教師有リ槩畧此ノ如シ

右紐氏韻府續編第三本

^唱蘭^文暉^著一
子八百三十七年列

在^我天^保七年

所載叙述

邦俗善得永狀與檢^夫

尔^于揆^等志大同小異盖以殊言傳異俗雖以

西洋人之精密審亦不免有一二失實者語不
曰予盡信書則不如爽書兀觀萬國地志宜少
存此意余應^于島新^農田君^需抄出之以便參
攷若夫譯文則達意之務體裁亦一從本編覽
者幸莫^咎函^等弘^化己春三月十八日草

別有天地書屋主人未定稿

嘉永元年申仲秋上浣由上田直子伊東玄朴呼斯門人
ヨリ借得テ寫同六庫丑晚種上旬再謄寫

天趣園藏



鎖國論附尾端言

頃日書僧ニ閱シテ一書ヲ購ヒ得ル既ニシテ之ヲ讀ムニ斯
書何シ人ノ翻譯セシニカ原書ハ藁人ノ手ニ成リシモノニ
テ標目十六箇條ハ皆斯エノ更情ヲ記セリ嚮ニ鎖國論ト云
ヘルモノニ卷アリ各體粗類シ又シハ是ヲ附尾ト號ケシハ
訳者ノ意ニシテ卷中標的トセシ箇條モ亦訳者ノ所為ト見
ユ然ルニ原書誤字脱落殆読ムベカラガレバ聊校正繕字シテ徒
然ノ談柄ニ備フル而已

嘉永癸丑春

貧世道人識

卷中標的

耶蘇教嚴禁	同許人賜金	島原一揆
漂客未浦賀	日本國風俗	大坂一揆
日本國里數	時候寒暖	富士山
江戸	京都	大坂
長埜	一里塚	人種曾祖
諸侯交替		

瑣國論附尾

日本之記上

但 策曆一千八百三十九年刻天保十策書室函茅
二百壹葉ニ出ル

日本ノ更ヲ歐邏巴人ニ知ラシタルハ一千二百余年ノ頃之
 那ヲ奪ヒ取タル大汗世祖ヲ云フ也ニ久ク仕ヘシ勿撻祭巫
 人ナルコハヲ口ヲ具嚙矢トス但シ此人ハ親シク自ラ其地
 へ至リシニハ非ス此人ハ日本ノ名ヲ某生ノ說述ヤハンス
 シヘンキエト呼ビ日ノ升ル出ル傍ニ在ル國エト云ヘハ義
 ナルニ本ヅキ是ヲ名付テシパンコト記シタリ其後蘭龍名
 ハ歐邏巴ノ西方ノ新世界州ヲ云フヲ見出サント志セシガ
 已ガ航ヲ向ベキ方角トハ日本ハ全ク東西ノ遠ニ有リ其彼



意見ニテハ西ノ方へ船ヲ出セバ終ニ東ニ繞リ出ル更疑ナ
シト思ヒケレハハチロシパンコノ記ヲ見テ大ニ悦ビ必此
國ヲモ見所出リニトスル志ヲ與シ其初次ノ航海ノ時古
聖是可海ニヲ以テマルコハチロガ所謂シパンコ也ト思ヒ
在八島ノ名誤タルナリ同年本註并四百九十二年契爾馬尼西人地家ノ
造レル地球儀ニハシハニコヲ以テカーフエゲセ島米利加
岸ニ在リ西ヲ距ル更頗ル遠キ地ニ置タリ未ダ幾許ナラ
ズ聞童ハ更ニ其地ヲ精査シ得テ其初見ノ誤リヲ曉レリ
ルニ未ダ幾許ナラズ千五百年ノ年天文ノ頃ニ及ビ葡萄牙
人初テ喜望峯ヲ廻テ東印度ニ通スル海路ヲ發明シ渡レリ
國人東方及ヒ諸國ヲ縱橫ニ尋訪セシニ千五百四十二年天文
年十一 葡萄牙ノ海客難瓜ニ遇テ日本ノ一有名ノ港ニ漂着セ

レガエ人丁寧ニ其人ヲ款待セリ此二百年ノ前ハ此國ト外
ガガリシ葡萄牙人ハ此好機會ヲ不失已ガ國ノ交易ヲ弘メ行
ハント又カヲ尽セシ折カラ千五百四十五年天文日本ノ
一少年卧匿ニ應帝在テ耶蘇教ニ入シ者ニテ二三名ノ耶
蘇教同士ヲ伴ヒテ本國ニ歸リ其教ヲ弘メシメタリ初ノ
程ハ其教法ニ信從スル者少ナカリシカドモ少シモ稜屈ス
ル心ナク專ラ其教法ヲ説弘メタリシカバ遠ニ百難ハ打克
テ今ハ遍ク國中ニ其居處ヲ占メ日本茅ニノ大都會十ハ都
ニ規制宏大ナル會堂ヲ造管スルニ至リ同時ニ二三ノ葡萄
茅人國ノ商人等此地方ニ住居シテエ人ト姻ヲ結ビ一心ニ
親シク交リテリ然ルニ葡萄牙人ノ洪福次第ニ增長スルニ
隨ヒテハ今ハ此地ノ人モ威勢次第ニ嚴重ニ是ヲ取扱フ様

ニナリ終ニハ日本ト外國人ト親睦モ破レ互ニ相讎スルニ
至ルリ其國古来ノ制度及ヒ其固有ノ神仏ヲ信スル日本人
ハ頗ニ傲慢ナル葡萄牙人ト其法ヲ仰ギ信スル法徒トヲ忌
ミ嫌ヒフ心ヲ生ジケレバ其國中ニテ徒黨ニツニ分レ互ニ
相讎スル事アリ然ニ和藪人英吉利人ハ此寡隙ニ乘ジテ葡
萄牙人ヲ逐^ハテ日本ノ交易一丰ヲ我有ト成ント思ヒカ
ヲ極メテ其策ヲ得シカバ遂ニ其志ノ如ク百吏順成ニ西國
ノ人今ハ平戸島ニ商館ヲ置テ交易ヲ為ニ至リタリシカバ
アレド和藪人此國ニ交易ヲ許サレシ後ハ速ニ耶蘇教ヲ
禁ジ歐邏巴ノ瓜ヲ世ニ知ムルヲ停止シタリ千五百九十年
八月^正十ニ及デハ早已ニ葡萄牙人及ヒ其教ヲ隨フ法徒トエ
人ノ古ヨリ神仏ヲ信奉スル者トノ間ニ戰鬥出来テ性命ヲ

殞ス者多カリケル然レ氏ニ三人アラニスカネル宗ノ僧
徒ノ狂愚ナル意念此國ノ政道ノ怒リニ觸ルヲナキ前ハ未
ダ耶蘇教法ヲ日本ヨリ悉ク放逐セントマデノ評議ニハ及
ハガリケリ抑此僧徒ノ馬派見刺^{呂宋}ノ都ノ名ヨリ来リシ
ガ深智アル耶蘇會士ノ後戒ヲモ此帝國ノ制禁ヲモ構ハズ
其宗門ノ事ヲ建テ公ニミヤコノ街ニテ説法ヲ初メタリ其
説ノ正大ナルヲ証セントテベイナル古典^倭ヲ引キ上帝ヲ
仰キ尊シデ其教ニ順フ吏ハ世間ノ五道人倫ヨリモ甚多シ
カルベシト説キ天ノ浩福ニ膺ントスル一心ヨリ驕傲ノ説
ヲ吐キ他ノ古典ニ見ヘタル教戒ヲ悉ク相忘レ日本人ニ勸
テ仏像ヲ破リ寺ヲ燒シカク横行ヲナシ以テ末葡萄牙人及
ヒ耶蘇會士ノ權勢頓ニ衰へ而テ耶蘇教ヲ奉ズル土人ハ嚴

ク蹤跡セラレケレハ遂ニ大ニ怒ヲ懷キ寧口已レ已レガ子
弟ヲ慘毒ナク死刑ニ處セラレトモ活テイデニノ宗天世
ヲ奉ズルニマサレリト云ニ至シリ朕ハニ其頃和藹人葡萄
牙ノ船壹艘ヲ奪ヒ取シニ日本ノ高貴ノ人ヨリ葡萄牙王ニ
贈ル書牒一ニ通ヲ得タリシカバ平戸ニ在ルゼネラール是
ヲ帝王ニ呈シケル此書牒ニテ葡萄牙人大望ヲ企テ全ク其
國家ヲ傾覆セントスル隱謀顯ハレシカバ書牒ヲ贈リシ人
ハ速ニ生捕ト成テ死刑ニ處セラシ其後直ニ千六百三十七
年四年ニハ帝家ノ嚴命下テ外國人ヲバ一切其國へ入吏
ヲ禁シタリシガ其嚴令方今ニ至ルマテ緩ム吏ナシ其内地
ニ居ル葡萄牙人ハ支那ニ在ル其國ノ澳門ニ放逐ナシ耶
蘇教ニ入シ土人ハ數ヲ尽シテ生捕レ耶蘇僧徒ノ隱伏セル

者ヲ搜シ得ル人ハ褒美トシテ金ヲ賜ルニ約シ土人ノ耶蘇
教ヲ奉ゼル者ハ其國ヨリ逐出スベキ余アリ是外國人此國
ニ來ル者アレバ嚴刑ニ處シテ決シテ是ヲ國界ニ入ガルト
同シ道理ナレバ也此号令ヲ行ヒシ後數千ノ日本ノ耶蘇徒
一揆ヲ企テ兵器ヲ操テ島原ノ側ナル古城ニ取籠リ命有ニ
限リハ是ヲ防ガントシタリケリ已ニシテ帝家ニハ和藹人
ハ教法ヲ此國へ傳ヘントノ望ナク獨り交易ノ為ニ而已渡
海シ來ル者ナレバ是ヲ政廳ニ呼出シ今度ノ一揆ヲ誅懲
戮スル後兵ト成テ彼敵ヲ討テ助ケ申スベシ忠信ニシテ忌
ナキヲ諍スベシト命ゼラシタリ和藹ハ固ヨリ少シモ不快
ヲ懷クベキノ理ナク法權ニモ少シモ關係スル心ナケレバ
忝ナドシテ對ヘケリカクテ戰國人ハ軍艦ヲ島原ニ向ケテ

逆賊ヲシテ困迫シテ城ヲ落去スルマテ攻タリケレバ遂ニ
一揆ヲ滅シタリ此驕亂ノ間日本人ノ死スル者四万人ト云
千六百三十八年寛永十五年ニ長崎港中ニ在テ一橋ヲ以テ往來
ヲ通セル一小島ノ出島ヲ賜リケル此島ハ爾來和蘭ノ官轄
トナシリボトハルテノ奪掠ニ遇シ時ニモ地球上和
蘭ノ旌旗ヲ建タル地ハ尽クボトハルテ和蘭西英吉利ニ奪ハレシカレ
此島ノミニハ外國人ハ敢テ一步モ日本ノ海岸塘上ニ足ヲ
容ル、更ハ許サザリシカハアレドモ日本國トノ交易ハ
些少ノ更ニテ毎年唯二艘ノ船ヲ通ズルヲ許サルレド多ク
ハ危艘ヲバタビア瓜哇ハ和蘭所領ノ所名ヨリ出島ニ送リテ銅木、蠟、樟
腦ニ三ノ流畧及ヒ其他ノ雜貨ヲ交易スルノミ也然ルニ商
館ニ於テ符令ノ裸賃ハ頗ル鉅大ナレバ吾們竊カニ謂ラク

假令此國ノ商館ヲ毀傷ルトモ國計ニ於テ甚大ナル減損ニ
ハ至ラザルベシ千六百四十年寛永十八年ニ至葡萄牙人初メ失
ヒシ威權ヲ復セント思ヒ同勢七十人ノ聘使澳門ニテ仕立
テ、日本ヘ遣シタリ帝家ニハ歐羅巴ニテ使者ヲ取扱フ寛
容ナル法度ヲモ顧ミス捕ヘテ是ヲ殺シ僅ニ二十ニ三人ヲ
遣シテ是ニ令シテ言ラク假令葡萄牙王自ラ来ハトモ日本
ノ地ヘ大膽ニ足ヲ入レバ同ク死刑ニ處スヘキ由ヲ申シ達
シ小船ニ打乗セテ逐放タリ爾來葡萄牙ノ沙汰ハ終ニ復開
ユル更ナシ英吉利ノ商館ノ平戸在ル者ハ其後頃ハ交易ヲ
更トセシニ千六百二十三年寛永三十一年ニ是ヲ毀テケリ千六百
七十二年寶文二年ニ及ヒ再度日本ト交易ヲ取結ハント求メ
シカレ其願遂グル更不能ナリ近クニ百年來ノ更ニツイテ

色々状態ヲ世ニ知メシハ毎年出島ヨリ江都ノ帝ニ聘スル
使者ノ見聞セシ同地凡評及ヒ奇觀ヲ蒐輯セシ功ニヨラガ
ルハナシ此蒐輯ハ就中三箇ノ医人ノ書記スル慶ナリ但此
三人ハ時ヲ同クセザレバ皆和菓ノ商館ニ来リ住シテ同ク
聘使ニ伴ヒテ旅行ヲ為セリ其人巳ニ獨ニ都ノ人ニナリ
ハルツツムヘルウア^名ニシム^名子^名ノ蘇亦^名有^名亞人^名キエニハ
ルクニ^名危人^名及ヒ獨ニ都人^名カウニス、ホニ^名シイ^名ホルト^名
也此三医生ハ他邦ノ産ナレド皆和菓ニ来リ仕ヘシ也シイ
ホルトハ別シテ千八百二十三年^{文報同}二十九^年ニ^{文報}マ
テ日本ニ^{文報}留シ暫時其國ニテ獄ニ繋ガシタリシカ切要ニ
シテ且新殊ナル^{文報}更物ヲ採輯シテ大業ヲナシ大ニ其^{文報}各籍圖
画^{文報}肖像^{文報}金貨^{文報}諸^{文報}竿^{文報}科ノ名物^{文報}奇特ナル^{文報}産物ヲ^{文報}裔^{文報}之^{文報}還^{文報}シリ又^{文報}ヲ

一フルメール、フェイスツル及ヒ耶蘇會士カハレホイキレノ
二人モ日本ノ更ヲ記シタル参考ノ旨ヲ著シタリ此外千八
百十一年^{文報}日本ニ囚ワレトナル^{文報}俄羅斯ノ申比丹^{文報}コ口^{文報}
ニモ亦日本ニ^{文報}詣ラント思ヒタケタルニ^{文報}米利堅ノ商人^{文報}輩ニ
テ澳門ニテ^{文報}艦シ世ニ知ル如ク^{文報}破船ノ難ニ^{文報}遇タル^{文報}七人ノ日
本^{文報}人ヲ^{文報}本國ニ^{文報}送り越サントシケルニ^{文報}其志モ^{文報}終ニ^{文報}遂ル^{文報}ナ
シ是ガ為ニ^{文報}仕立タル^{文報}船ハ^{文報}銃礮等ノ^{文報}兵器ヲ^{文報}モ^{文報}備ヘザル^{文報}モリ
ソント^{文報}名^{文報}附シ^{文報}船ニ^{文報}テ^{文報}船中ニ^{文報}ハ^{文報}有名ノ^{文報}和^{文報}濟者^{文報}キツ^{文報}者^{文報}カ^{文報}人^{文報}ヲ
乗^{文報}タリ^{文報}千八百三十七年七月三十日^{文報}天^{文報}保^{文報}江都ノ^{文報}港ニ^{文報}着ス^{文報}然
ルニ^{文報}更ニ^{文報}浦^{文報}嶺ノ^{文報}港ニ^{文報}船ヲ^{文報}建^{文報}メシ^{文報}カ^{文報}烈^{文報}シ^{文報}ク^{文報}彈射セラレケレ
バ^{文報}終ニ^{文報}其^{文報}素願ヲ^{文報}遂ル^{文報}更^{文報}能ハス^{文報}其^{文報}初^{文報}錨ヲ^{文報}下^{文報}スヤ^{文報}否^{文報}無^{文報}數ナ^{文報}小
船ニ^{文報}テ^{文報}嚴密ニ^{文報}船ノ^{文報}側ニ^{文報}乘^{文報}来^{文報}リシ^{文報}カ^{文報}初^{文報}テ^{文報}船ニ^{文報}乘^{文報}入^{文報}タル^{文報}人ハ

老人ナリケレド格別ニ取持シタリ続テニ三人乗込シガ酒
及ヒ解新ノ下物ヲ出シテ取持シニ初ノ程ハ^シサノスヘ
イコイト^{船中ニテ用フルニ度燒ノ菓餅}少シ許リテ食セルノミ也船ニテ
来シル人ハ少モ交易物ヲ携へ来ラズ亦身ノ廻リノ襍貨梱
管扇子等ヲ方々贈ルニ喜バズ此人々ハ大半兩天ナレドモ
唯長ク薄クキ衣服ヲ着シ首ニハ冠モナシ其頭ハ嶺項ヲ刺
鬢ハ兩耳ノ上ヲワタリテ後口ノ方へ撫ヤリ尾ノ形ノ如ク
ナシテ其刺毛先ヲ下シタリ婦人ノ髮ハ全頭ニ生シテ大ニ
長ク多ク梯及ヒ他飾具ヲサセリ其男子ハ身體強健骨格振
モ好ク造立セリ又大抵好キ鬢ヲ生ズ目ハ長シタテ狭ク其
容貌甚父支那人ト異ナリ其頸短ク鼻扁平ニ上鬪前ニ挺出
セル狀高麗クハリ島^{我奥兩ヶ島ヲ云フ}及ヒ北海ニ住スル人ト相類

ス婦人ノ容貌ハ男子ヨリ妍麗レナドモ其齒牙ハ印度ノ檳
榔ヲ食セシ人ノ如ク其色黒シ其多クハ外套ヲ一種ヲ身
ニ纏ヒフエノ制ハ席ヲ織タル者ト相似タリ又同狀ノ竹筍
ノ皮ニテ造シル大笠ヲ戴ケリ一片ノ紙ニ漢文ニテ水ト食
トヲ乞ヒ且官人ニ對面致シ度由ヲ記シテ渡セシニ日本人
ハ漢文ヲ解シ得ガル由ヲ知テモツネプ色々ノ手マテニテ
此方ノ心ヲ曉シタリ一負ノ官人船ニテ来リ對面セガル前
ハ漂客出シ逢シムル吏ヨカラガル由申合セテシバ深ク匿
シテ出會シメズ日本ノ船ハニ三十尺ノ長サニシテ幅六尺
ヨリ八尺許リ船前ハ尖シリ是ニヨリテ見シハ日本ノ船ハ
支那船ヨリモ堅好ニ造作セル吏明カナリ器皆精ユト見ヘ
タリ翌日ハ上陸セシト船中ノ人決心セシニ夜中ニ四門ノ

砲ヲ海岸ノ高處架ケ曉ニ及ニテ順ニ打放サントセシカバ
モルソニ船ハ遠ニ来リシ甲斐モナク空ク白旗ヲ閃メカサ
レケレバ止ム更ヲ得ズ錨ヲ引揚^グ己ニ帆ヲ揚ハ時三四十ノ
兵士ヲ戴タル砲船ニ艘港ヨリ出來リ並數ノ彈丸ヲ自在炮
ハウレイニテ打タリ幸ニシテ日本ノ火藥粗麩ニシテ打方
モ未熟ナレバモルソニ船モ毀傷ニ遇フナカリケル今ハ
モルソニ船ハ江都ヲ廿八更三十二里十八島羽ノ港ニ入テ
更ノ成否ヲ試ニトシタリケリ此港ハ船中ニ在ル漂客ノ中
ニテ二三ノ人ハ嘗テ船ヲ泊セシトゾ然レ氏風アラクシテ船
ヲヨセテ此港ニ入テ船ハガリシニ巳々更ヲ得ズ八月十日
鹿見島ノ港ニ入タリ此處ヨリ將校按針役ニ船卒四名ヲ差
添添港ノ深淺ヲ測^ラシ一為一番澳舟ニ乘テ淺田浦ト云ル村ノ

方へ漕寄セタリ此村若名脚寄カチスエツアコフヨリ半里
餘内地ノ方へ入込タル處ナリ此者トモ速ニ官人危人ト其
僕幾名トヲ乗セ伴ヒテ還リ来リ其官人ハ思慮有テ其大器
量重ニスベキ容貌ナリ衣ハ青白ノ筋アル木綿ノ服ニテ溜
大十八帯ヲ固ク若ビ腰ハ二柄ノ刀ヲ指シ烟囊ト管トヲ挿
ミ掛タリ其餘ハ皆全ク裸體ナリキ官人少モ別ナル更ヲ言
ズ直ニ海客ニ向テ曰ク國人皆是オハ盜賊ナルベシト思ヒ
ケレバ此船打拂ハシド支度セリト語リケレハ今度来着セ
ル主意ヲ委シク打明シ物語リシニ彼モ甚大切ノ更件ナリ
ト思ヘル亮色ナリキ郡縣ノ役人并ニ帝ニ呈スル書^{此地モ}
思ヘルナルベシトヲ出シケレバ是ヲ手ニ請取リ一々届ケ産
スベキ由ヲ約シ亮人ノ測水官ヲバ其僥船ニ留メタリ但シ

港内深ク入マシキ由戒メタリ其後モルソニ船ハ薪水ヲ贈
リ来ル土人等多ク船ノ四面ニ来リテ見物ス然レドモ交
易ヲサセズ土人等浦賀ノ人ヨリモ佳麗ニシテ衣服モ彼ヨ
リハ好シ日本ノ漂客一人上陸セシニ甚ダ懇ニ款待セリラ
ルエ人此漂客ニ語りケルハ國中一揆有テ江戸ニテ數人刑
戮ニ遇ヒ國中第三ノ都府大坂ハ憤懣ヲ懷ケル官人ノ為ニ
焚シ灰炆トテシリト言ヘリ前ニ遣シタル書札ハ速ニ差戻
サシシニ使ニ行シ官人ヲラク上官ハ書札ヲ請取テ肯ゼズ
然レ其趣ヲ委ク鹿見島ニ言ヒ送りタレバ其返答モ久シカ
ラズシテ来ルベシト語ル同道セシ測水官ハ船ヲ港ノ西ノ
方ノ安全ナル處ニ泊スベキ命令ヲ受タリ此際津防禦ヲ成
ス光景ト見ヘタリ日本人ノ内約束モ速ニ定メシトハ見ヘ

タリ日本十二日マテハ萬更静謐也然レモ是一時爪波恬靜
ナル後ハ大ナル海嘯ヲ起スモノ也今ハモルソニ船へ食料
モ贈リ越ス牽船ヲ出シテ船ヲ好所へ導ニトモセズ土人ヲ
禁シ土人モ船ニ来ラシメズ船ニハ巖^連ソニ番船ヲ附ケリ
人々鹿見島ヨリ官人ノ来ルヲ待託ビ物語リシケル内漂客
ハ請取マシキ由ノ風説ヲ聞ケリ十二日朝一二人漁人船ニ
乘来リテ漂客ノ其席ニ出合セシ者ニ語りケルハ烈敷打拂
ハルベキ早ク船ヲ揚テ出帆ヲスルゾ肝要ナラント語シケ
ル間モ魚ノ海岸ニ一ノ異シキ軍備ヲ為スト見ヘニ三ノ役
夫甚ダ長ク且廣キ木綿布ヲ長ク續ケリテ木ト椽ノ間ニ張
テ堅クシバリ幔陣ヲ造ル此陣管ヲ造リタリシ頃二百人ノ
士糧囊ヲ背上ニ負ヒ疾歩シテ陣中ニ入ト見ヘシガ俄ニ大

小ノ火砲ヨリ裂レク火丸ヲ打出セリ已ニシテ船ハ帆ヲ揚
タリケレド風ナクシテ帆ヲ吹ガリケレバ船卒カラ尽シテ
火砲ノ届カヌ處マデ漕除ケル十八時ノ間ニ獨逸里汰ニテ
一里計ノ廣キ港ノ兩岸ヨリ打出ス火砲ノ火ノ中ニ色マレ
テ居タリ然レド我方ニハ火器ヲ備ヘザレバ敵對スヘキ様
モナシカ、八隻ナレバ詰リ望バ絶果タリ薄命ナル日本人
今ハ永ク本國ヨリ放逐セラレ還ルベキ取扱モアラデ大ニ
怨ヲ含メル亮色ヲアラハヌシテ七人ノ内ニ人ハ我本國ヲ
思ヒ切タル證據ナリ也全頭ノ毛髮ヲ剃棄タリ是マデ度々
着岸セシ形勢ニテハ此上警覺へ至ルベキ便モアラズ海濱
ヲ離シ澳門ノ方へ乘行ケル。

日本之記下

檢夫尔^ル日本ヲ以テ英吉利ト比較セリ此北校ハ一廉ノミ
ナラズ校ブベキモノ多カリケル此ニ國ハ彼^此ニ重立シタ
ル頭島ナリ地形漸ク狭シト雖モ頗ル長ク頭島ニ大都府有
リ全形北方ヨリ起リニ南ニ畢リ每頭各國中ノ重立シタル
所在ヲ多リ又兩國人口モ大抵匹敵ス但シ日本ハ二百五十
万人也ト書タシ氏是推量ノ説ナレバ信シ難シ三大島ニハ
無數ノ小島屬シ其中尤大ナルモノヲ日本ト云長サ百四十
里次ニコココ又リコラ^四次ニ九列又シモ是其三大頭島也
九列ハ西ノ一部ニシテ長崎港其地ニ在リ四國九列皆日本
島ノ南ニアリ其地ノ北方ニハ日本ニ屬從セル蝦夷島在リ
蝦夷ト端島トカムシツカノ間ニキルユシニ島駢在リ數多

ノ日本人此地ニ居住セリ野作ヲ通ジテ數ヘバ日本ハ北緯
三十一度ヨリ四十五度ニ竟リ殆ド八千箇里方積ノ大サ々
リ其四面ハ海ニテ甚ク危ク屢々大風浪ヲ起シ海岸ノ地ハ
浅砂アリ是日本人ノ他國ト交易セザルモノ也甚便ナリト
ス大船ハ近ク海岸ニ寄ル可カラズ内地ノ船ハ是ヲ以テ浅
砂ヲ行ク其國ノ時侯ハ平和ニシテ人ニ宜ク冬日ハ雪降リ
寒氣甚強し夏日ハ暑氣高キ度升ル兩ハ四時ヲ擇バズ大ニ
降ル此國ノ中地ハ審ニ不可知海岸モ精ク不可知國中總テ
山岳多シ日本島尤甚シトス此島ニ一高山在リ萬四千尺ニ
至ル日本ノ内ニハ衆多ノ都府在リ村鎮アリ全國ノ都府ニ
テ帝ノ居城ヲ江都ト云此都ハ日本島ノ東南ニ在テ其大サ
北京ニ比ス可シ人口ハ一百万又ハ一百五十萬許ナル可シ

大抵日本人ノ云フ處ニテハ都府ノ大サモ人口ノ數モ過大
ニ失ス都府一日ニ一方ヨリ他ノ一方ニ達ス可カラズ戸數
八万戸人口ハ一千万ナリト云リ家室ハ皆木ニテ造作シ甚
浅疎ニシテ高カラズ每街ニ木戸ヲ設ク帝官ハ屋宇ニ鍍金
ス人ノ言ニヨレバ周圍ニ里半餘在リトゾ第二ノ大切ナル
都府ヲミヤコト云國中神聖ナル君主此ニ居住ス名府テ内
裡様ト云千五百八十五年^{天正}マデハ政治ノ權柄ヲモ執
シトゾ此府ハ日本島ノ内地ニ在テ其大サ江都ト相比シタリ
其書記スル所ニヨレバ人口五十萬アリ寺院ハ檢夫爾既ニ
六十宇アリト云フ第三ノ都府ヲ大阪ト云フイトカヒヒ^不
也トス日本嶋ノ海岸ニ在ル港ナリ次ニ長崎鎮トス九列ノ
島ニアリ此三府ハ^所謂國中ノ帝領ナリ長崎鎮ハ人口七萬ニ

レテ其港ハ嚴重ニ警固シ其形ハ頗ル長ク水ノ深サ四十尋
ニ及ベリト云フニ百一葉原本ノニ載タル第一番ハ日本南
西部ニ在ル小海港下関ノ番ナリ九列ト日本島トヲ分ツ海
峽ニアリ此地ハ和藁ノ使者長壽ヨリ江都ニ赴ク途中ニア
リ東都ニ達ス但シ其途ハ海岸ニ接スル山ノ麓ヲ繞リテ此
都ニ至ル圖ニ著セル如ク日本ノ家ハ卑ク街道甚狭シ是ヲ
呂テ失火アレバ數百家ヲ延焼ス第二段ノ番ハ日本ノ官道
ニテ旅客平日旅行ノ狀ヲ見ルニ且ハリ旅行ノ更ニ付テハ
甲比丹コト云キ下ノ文ヲ記シセリ豊饒ナル日本人ハ旅行
スル甚華麗ニ高貴ノ人ハ車乘ヲ用ユ其製ハ歐邏巴ノ製ト
相似テ其初ハ和藁人ヨリ傳フル所ナリ大抵此車乘ハ牛ニ
テ曳ク然レド亦馬ニテモ曳度アリ然レド駕籠ヲ用ヒ又馬

乘ル者アリ他人馬ヲ啣テ取其道路ハ好キ規制ニシテ二百
餘年前英吉利ノ甲比丹ナリスト云ル者ノ記ニ道路ハ一里
宛ニ木ヲ植タル丘アリテ其里數ヲ表ス的切ノ設ナリ此制
ハ歐邏巴ハ今ニ無制也其人種ハ何レノ鼻祖ヨリ分レタル
ヤ審ナラズガレド形體ノ貌ニ付テ論ズルニコレマイス印度
各種多カル可シ其爪哇ハ支那ヨリ開ケタリト見ヘタリ國
人ノ説キ之所ニ據レバ其太祖ハ神聖ナルカ故ニ他國ノ
系統ヨリモ高貴ナリト思ヒ外國ノ人種ヲバ皆之ヲ賤シ惡
メリ其神聖ノ君主内裡様ハ代々血統ニテ相傳ヒ上ニモ
云ヘル如ク古ハ一國ヲ平治スル政權ヲ關係シ大半ハ
公方様軍上將其大權ヲ握シリ其後名譽ヲ好ク
公方様統ニ人君ノ權ヲ奪ヒ久シキ血戰ノ後且テ盜テ全ク

已ガ有ト為リ然レ氏制度^律濬肆ノ更ニ關係シテハ一切内裡
様ノ勅許ヲ得ルニ、アラザレバ行フテ不能表向ニハ帝ヨリ
内裡様ヲ尊崇スル更極メテ厚ク定メタル時月ニハ宏壯ナ
ル儀式ヲ備テ使テ都ニ遣シテ其尊候ヲ伺フ帝ハ本柄國ノ
政柄ヲ名族ニ分テ授ケ國王縣主タルモノトシテ、代々其地
ニ土着シテ是ヲ行ハシケ人民ノ階級ハ地方ノ政柄ヲ取公
候貴族僧官兵士商賈職工農民奴隸是ナリ軍人甚ク重キ位
アリ公候ハ自身所領地ニ行キ近親ノ者ヲバ帝ヘノ人質マ
デニ江都ニ殘シ留ム其官人ハ國家ノ法度ヲ守リテ失ハガ
ラント上下皆心ヲ尽シ慎守セリ

鎖國論附尾英

大日本高山直立一覽

坤輿之載山岳也或起或伏或斷或續或突兀崔嵬
或蜿蜒迴環縱橫曲折而隨處殊形者造化之伎倆
豈徒然哉夫巍然聳秀者坤維鎮定陰化渾濡雲雷
風雨以時起焉谿谷澮瀆受施通焉而乃民物自蒙
具澤且航者取以可辯其方位登者臨而得詳其地
勢是國之標準而山之君者也大小昂低巋然散敷
者雜樹鬱茂群材森列而羽乞齒革金鈔玉石及奇
艸異葩紛錯殖其間而衆庶百工資以相為其用是
國之府庫而山之臣民者也夫大山岳之德風氣由

焉人生係焉如彼熱帶諸蠻連山逶迤皆徧巨東西
故民畜依賴以避毒熱或如寒帶諸陸火山噴爆常
以洩其鬱陽故地得無震裂壞崩之災其至要亦如
斯矣而人皆於我富士淺間諸岳僅知其鬻仙場而
不知其侈福何如也嗚呼特於喬岳崇峯天之運意
蓋必有非常者夫予有慨於此然淺見寡識不能使
後進者覺其克今聊取皇國群山之尤者以表
于茲并附異域一二之高山如其高卑姑從先哲用
象限儀銓氣管等之器而所測之說參伍錯綜務求
其至當然不能各免其少差矣至若其剖牛毛折繭

糸便跋後之君子耳矣

天保五歲次甲午春同度量日內田恭書於觀齋

表中所用尺度間率用六尺丁率用六十間單率用

銓氣管者記

B字以別之駿列富士山 BA 三十一卷丁五十六間四尺

信列御嶽 A 二十四丁

野列日光山 A 一十八丁

薩列屋久島權現岳 A 一十四丁余

日向優婆岳 A 一十四丁余

越中立山 A 十四丁

羽列島海山 一十四丁
 津輕岩城山 一十四丁
 信列茂間岳 一十四丁
 伯列大山 一十三丁
 豊後申布岳 一十三丁
 日向霧島山 一十二丁
 常列筑波山 一十一丁
 肥前温泉山 一十一丁
 薩列開門岳 八丁
 石列三瓶山 七丁

江列伊吹山 B 一十丁三十八間四尺五寸
 南米利幹洲亭露筆心加峯 B 一里一十二丁一十間
 同深勃刺索峯 B 一里二十四丁二十四間四尺
 西亞細亞洲加鳥島斯峯 B 一里一十二丁一十間
 加鳥島斯山者在此北高海共黑海之間而自東南
 同厄爾利斯 B 一十五丁一十九間五尺
 此山在加鳥島斯山之西
 歐羅巴洲仙蘭西蒙度蒲廟古 B 一里五丁三十六
 亞弗利加洲亞大蟻山此山在馬羅哥共弗沙之界
 倍高凡昔風兩有雷皆在灰上者歷千辛不勤無風故
 倍大昔風兩有雷皆在灰上者歷千辛不勤無風故

也國人呼
為天柱云

亞細亞洲東北隅加護西葛杜加峯晴日此峯見於
六十里外山足

周圍十五五千丈有時噴灰年必兩三
其甚者飛落八十里外積至二尺余云

夫形之巖然高大者天下之物莫山若焉蓋支那自

古輒稱崑崙極其高矣後人沿河窮源索所謂隔蔽

日月者竟不可得矣遠西之俗理致精詳言詠文字

不苟恣其荒唐故其書載多可信也蓋其地自古以

亞弗利加洲之鐵涅律哈之碧哥山為最高矣爾後

舟帆之路日開雖八紘之外遼絕之域凡天所覆情

無不通也信到亞墨利加大洲之地始見孛露之安

德私山之筆心加峯其直立二萬四千九百七十九
尺隆然冠絕於天下群岳之上更又無可加者是其
所親測而雖于百歲後蹤之者必可知其確實焉矣
此他天下名山尚眾矣頃日先生別有万国山川輯
覽之撰其哀集賸冒採擇精神一一有所根據世界
雖廣如視諸掌此編僅其一斑耳好學之士非就其
全求之惡足盡其美哉

關途敦辨秋蓄菜日

門生 益并邦撰

船山 千五百
 五尺 高原
 山下 五千
 四百 十三
 尺 茂草山
 岩城 三千
 十 三百
 千 尺 丹
 沢山 五
 千 尺 六
 十 尺 高
 賀山 四
 千 尺 六
 十 尺 六
 千 尺 四
 ヶ 尺 四
 千 尺 五
 十 尺 博
 士 尺 八
 千 尺 八

ウイールムス氏

此レロシエー乃測量スル所

今富士山ト世界ノ高山トを比較スルタメ左乃表掲

- 印度イペレスト峯 竇萬九千〇〇〇英尺
- 全 キンチンジンガ峯 竇萬八千七百七十八英尺
- 米利 アコンカギエカ峯 竇萬三千九百拾英尺
- 聖 聖弗 キンマンシヤロ峯 竇萬〇〇〇英尺
- 利加 利加 モンブラン峯 竇萬五千七百四十四英尺
- 巴 日本不二峯 竇萬五千五百四拾英尺

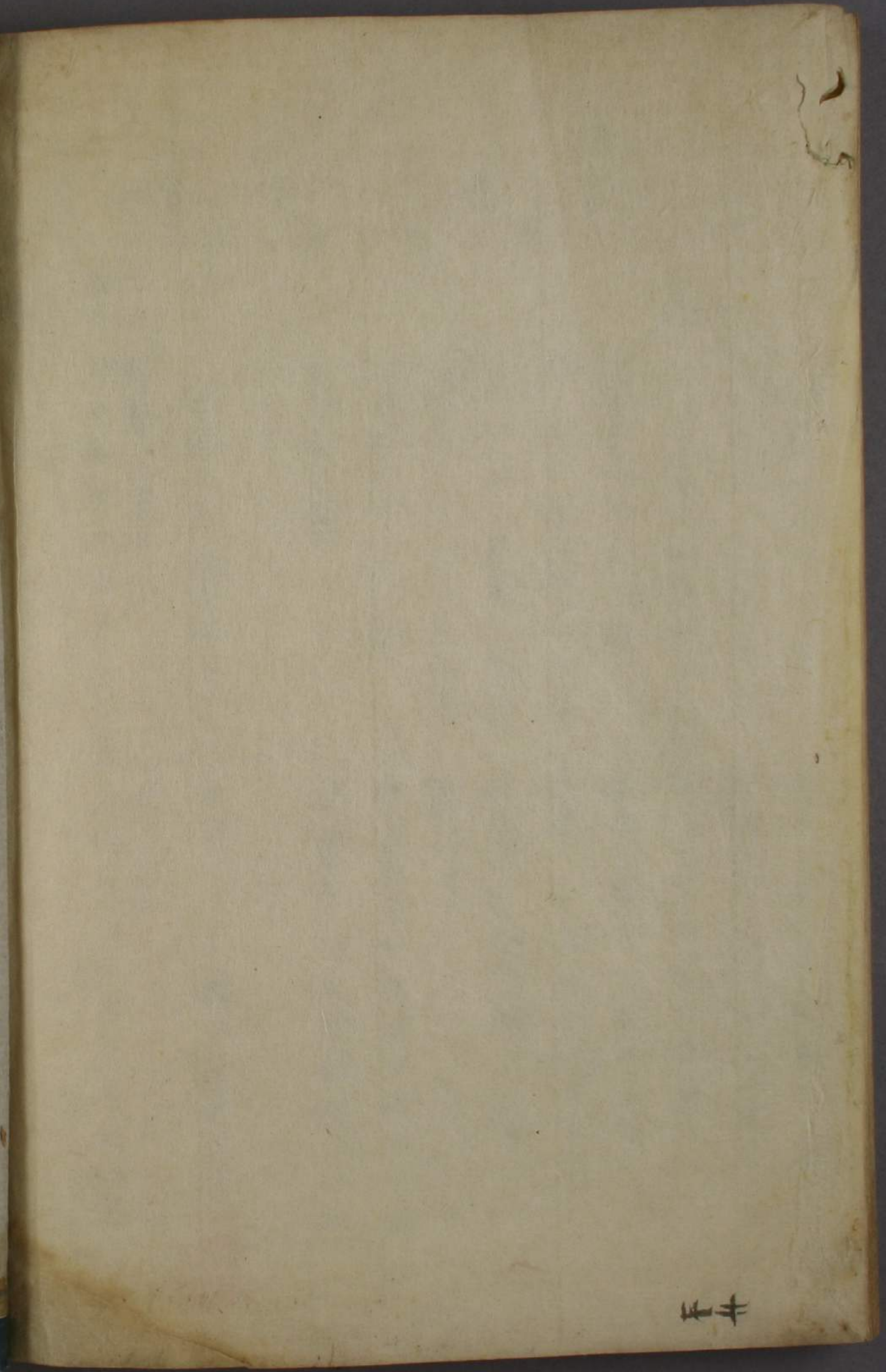
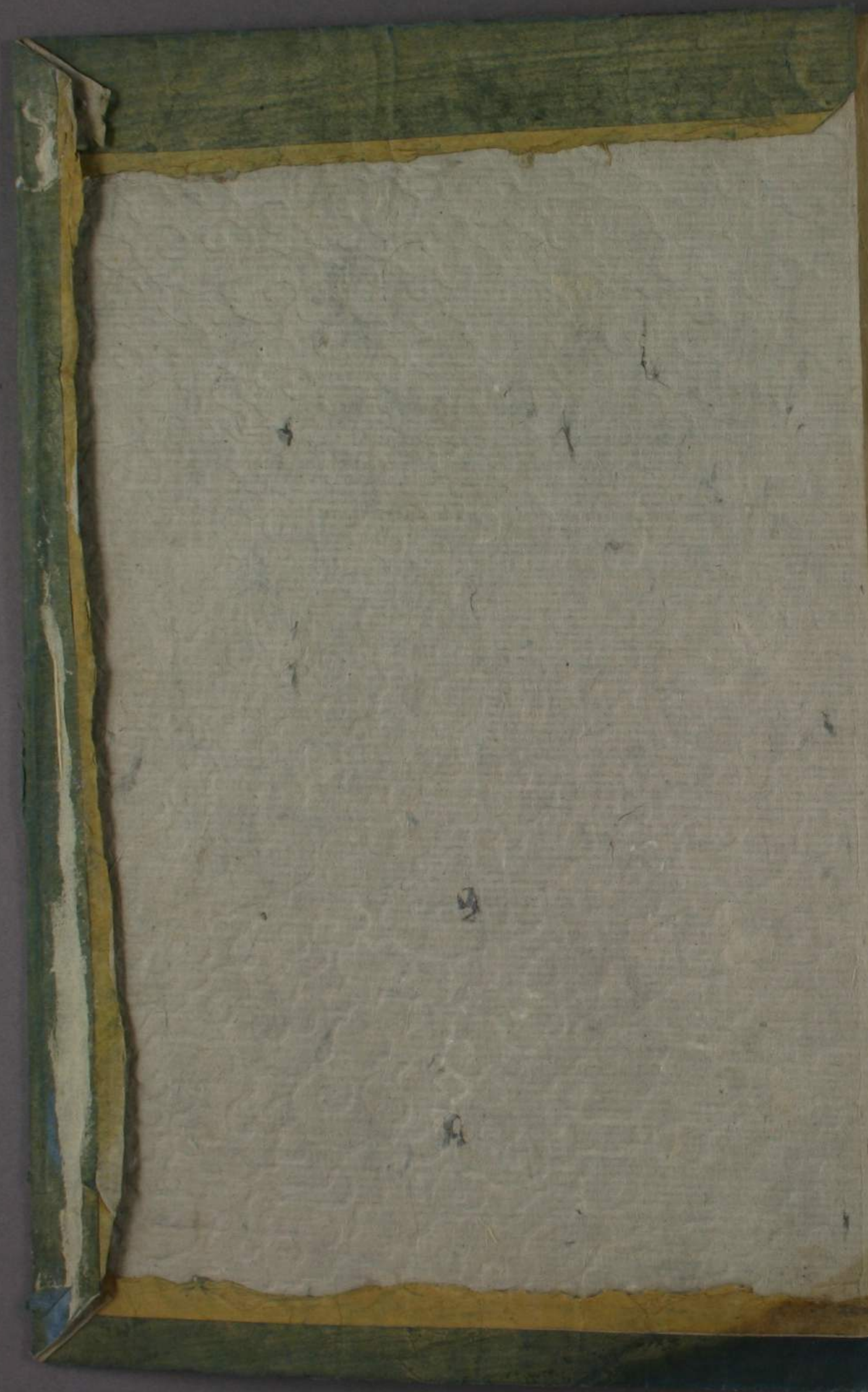
竇萬〇七百十四英尺

皇三十二年於此間測量
 竇萬五千五百四十英尺
 皇三十二年於此間測量
 皇三十二年於此間測量
 皇三十二年於此間測量

明治九年丙子六月十三日寫

角田風後利寬

十尺。錢養山越前四千七百尺。天城山徑四千五百八十三尺
 然入自由新齊明治十八年四月廿九日七百十号所掲也



卅

